# 一般国道158号(中部縦貫自動車道 安房峠道路)に関する協定の 一部を変更する協定

## 一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定の

#### 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙2を次のとおり改める。

別紙2

(協定第5条関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

	(消費梲込み)
年度	債務引受限度額
H 1 8	0百万円
H 1 9	0百万円
H 2 0	4百万円
H 2 1	7百万円
H 2 2	3百万円
H 2 3	154百万円
H 2 4	138百万円
H 2 5	138百万円
H 2 6	138百万円
H 2 7	139百万円
H 2 8	141百万円
H 2 9	142百万円
H 3 0	143百万円
H 3 1	144百万円
H 3 2	144百万円
H 3 3	144百万円
H 3 4	144百万円
H 3 5	143百万円
H 3 6	143百万円
H 3 7	143百万円
H 3 8	144百万円
H 3 9	144百万円
H 4 0	144百万円
H 4 1	144百万円
H 4 2	143百万円
H 4 3	143百万円
H 4 4	143百万円
H 4 5	144百万円
H 4 6	144百万円
H 4 7	144百万円
H 4 8	144百万円
H 4 9	122百万円
	<u> </u>

<sup>(</sup>注1) 平成18年度から平成21年度までは実績値を記載している。

<sup>(</sup>注2)上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙3を次のとおり改める。

## 別紙3

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

### 災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	3 2 3 百万円

別紙4を次のとおり改める。

別紙4

(協定第8条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

## 道路資産の貸付料の額

### 中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

				(消費税込み)	
貸付料					
1		うち構築物等分			
	うち土地・家屋分		うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分	
(444百万円)	(8百万円)	(41百万円)	(17百万円)	(24百万円)	
479百万円	10百万円	54百万円	0百万円	54百万円	
(397百万円)	(27百万円)	(140百万円)	(58百万円)	(82百万円)	
453百万円	31百万円	160百万円	0百万円	160百万円	
(362百万円)	(24百万円)	(128百万円)	(53百万円)	(75百万円)	
433百万円	29百万円	153百万円	0百万円	153百万円	
(326百万円)	(22百万円)	(115百万円)	(48百万円)	(67百万円)	
381百万円	26百万円	135百万円	0百万円	135百万円	
(253百万円)	(17百万円)	(89百万円)	(37百万円)	(52百万円)	
376百万円	26百万円	133百万円	0百万円	133百万円	
177百万円	2百万円	8百万円	0百万円	8百万円	
150百万円	1百万円	4百万円	0百万円	4百万円	
124百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	
295百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
297百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
297百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
297百万円	11百万円	55百万円	0百万円	55百万円	
298百万円	11百万円	55百万円	0百万円	55百万円	
301百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
299百万円	11百万円	55百万円	0百万円	55百万円	
298百万円	11百万円	55百万円	0百万円	55百万円	
299百万円	11百万円	55百万円	0百万円	55百万円	
302百万円	11百万円	57百万円	0百万円	57百万円	
300百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
300百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
300百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
302百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
301百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
302百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
301百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
300百万円	11百万円	56百万円	0百万円	56百万円	
294百万円	10百万円	54百万円	0百万円	54百万円	
290百万円	10百万円	52百万円	0百万円	52百万円	
286百万円	10百万円	51百万円	0百万円	51百万円	
242百万円	7百万円	35百万円	0百万円	35百万円	
237百万円	6百万円	33百万円	0百万円	33百万円	
154百万円	2百万円	11百万円	0百万円	11百万円	
	479百万円 (397百万円) 453百万円) 433百万円 (326百万円) 381百万円 (326百万円) 376百万円 177百万円 150百万円 295百万円 297百万円 297百万円 297百万円 297百万円 297百万円 298百万円 299百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円 300百万円	(444百万円) (8百万円) 479百万円 10百万円 (397百万円) (27百万円) 453百万円 (24百万円) (362百万円) (24百万円) 433百万円 (22百万円) (326百万円) (22百万円) 381百万円 (22百万円) 376百万円 (26百万円) 177百万円 26百万円 177百万円 2百万円 150百万円 11百万円 297百万円 11百万円 297百万円 11百万円 297百万円 11百万円 297百万円 11百万円 298百万円 11百万円 298百万円 11百万円 299百万円 11百万円 299百万円 11百万円 301百万円 11百万円 299百万円 11百万円 300百万円 11百万円 301百万円 11百万円 294百万円 10百万円 286百万円 10百万円 286百万円 10百万円 287百万円 7百万円 287百万円 7百万円	(444百万円) (8百万円) (41百万円) 479百万円 10百万円 54百万円 (397百万円) (27百万円) (140百万円) 453百万円 31百万円 160百万円 (362百万円) (24百万円) (128百万円) 433百万円 29百万円 153百万円 (326百万円) (22百万円) (115百万円) 381百万円 26百万円 135百万円 (326百万円) (17百万円) (89百万円) 381百万円 26百万円 133百万円 (253百万円) (17百万円) (89百万円) 376百万円 26百万円 133百万円 177百万円 2百万円 4百万円 4百万円 124百万円 0百万円 0百万円 295百万円 11百万円 56百万円 297百万円 11百万円 56百万円 297百万円 11百万円 55百万円 298百万円 11百万円 55百万円 298百万円 11百万円 55百万円 298百万円 11百万円 55百万円 299百万円 11百万円 55百万円 301百万円 11百万円 55百万円 299百万円 11百万円 55百万円 300百万円 11百万円 55百万円 300百万円 11百万円 55百万円 300百万円 11百万円 56百万円 294百万円 10百万円 52百万円 286百万円 10百万円 52百万円 286百万円 10百万円 51百万円 242百万円 7百万円 35百万円	うち土地・家屋分	

(注1) 平成18年度から平成21年度までの上段() 内は、計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段() 内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙5を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)

## 計画料金収入の額

### 中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

	(消費柷込み)
年度	計画料金収入
	(763百万円)
H 1 8	828百万円
	(726百万円)
H 1 9	811百万円
11.0.0	(684百万円)
H 2 0	782百万円
H 2 1	(645百万円)
ПСІ	726百万円
H 2 2	(574百万円)
1122	720百万円
H 2 3	499百万円
H 2 4	471百万円
H 2 5	437百万円
H 2 6	607百万円
H 2 7	608百万円
H 2 8	607百万円
H 2 9	607百万円
H 3 0	607百万円
H 3 1	609百万円
H 3 2	607百万円
H 3 3	607百万円
H 3 4	607百万円
H 3 5	609百万円
H 3 6	608百万円
H 3 7	608百万円
H 3 8	608百万円
H 3 9	610百万円
H 4 0	609百万円
H 4 1	609百万円
H 4 2	609百万円
H 4 3	607百万円
H 4 4	602百万円
H 4 5	598百万円
H 4 6	594百万円
H 4 7	592百万円
H 4 8	587百万円
H 4 9	398百万円
(注1) 亚成1 8 年度か	∖ら巫成21年度までの上段( )内け 計画値 下段け実結値を 巫成22年

(注1) 平成18年度から平成21年度までの上段()内は、計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段()内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別 紙 6

(協定第11条関連)

(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

## 料金の額及びその徴収期間

#### 1. 料金の額

#### (1)料金の額

自動車の種類ごとの通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

車	種	軽自動車等	普	通	車	毌	型	車	大	型	車	特	大	車
料	金	600		750	)	Ç	900	)	1,	2 5	5 0	2,	0.5	0

(注1)上記の料金の額には消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税 及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税が含まれる。

(注2) 上記の自動車の種類は、別添のとおりとする。

#### (2)割引制度

#### ①マイレージ割引

#### イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(平成20年12月1日。以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。

#### 口 割引率

#### (イ) ポイントの付与

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

#### (ロ)ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数 (別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。) に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

#### (ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

#### ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

#### ②ETC前納割引

#### イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード(中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、 車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされてい る場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

なお、上記にいう「車載器」は利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。 以下同じ。

#### 口 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

#### ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

#### ③回数券割引

#### イ 割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

口 割引率

割引率は20パーセント以下とする。

#### ハ その他

回数券割引の取り扱いについては、ETCの普及状況を勘案し、見直しを 行う。

#### 4)乗合型自動車回数券割引

#### イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために 本道路を通行する別添ルに定める乗合型自動車。

口 割引率

割引率は30パーセントとする。

#### ⑤ETC特別割引

#### イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)。

なお、上記にいう「ETCコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう。以下同じ。

#### 口 割引率

割引率は30パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ 適用する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。

#### 6深夜割引

#### イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に通行するETC車。

#### 口 割引率

割引率は30パーセントとする。

ただし、平成26年3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関す

る法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日(以下「休日」という。)以外の日(以下「平日」という。)についての割引率は50パーセントとする(中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。)。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ 適用する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。

#### ⑦通勤割引

#### イ 割引をする自動車

午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。)が適用する通勤割引を含む。)の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用回数は1回とする。

#### 口 割引率

割引率は50パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、 50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ 適用する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。

#### ⑧平日夜間割引

#### イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間(中日本高速道路株式会社が別に 定める日から平成26年3月31日までの間については、平日の午前4時から 午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。)に通行するE TC車。

#### 口 割引率

割引率は30パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ 適用する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。

#### 9平日昼間割引

#### イ 割引をする自動車

平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

#### 口 割引率

割引率は30パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年3月31日までとする。

#### 10休日昼間割引

イ 割引をする自動車

休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、 軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の 適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後 5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用回数は1回とする。

#### 口 割引率

割引率は50パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、 50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ 適用する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。

#### ⑪休日特別割引

#### イ 割引をする自動車

休日(1月2日及び3日を含む。)及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

#### 口 割引率

割引率は50パーセントとする。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年3月31日までとする。

#### 12 障害者割引

#### イ 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- (イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く)で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
- (ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く)で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合

に限る。

口 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

ハーその他

ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合については、中日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

#### ③割引相互間の適用関係

イ 障害者割引は他の割引と重複して適用しないものとする。

ロ 一の通行がETC特別割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引又は休日特別割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

#### 14企画割引

本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

口 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

二 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ事前の届出

個々の企画割引毎に上記イから二までの詳細について、事前に独立行政法 人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

#### (3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

口 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

二 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イから二までの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

#### (4) その他

(2)割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

#### 2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成49年12月5日までとする。

4 軽自動車		定義	自動車の種類	別 添 車種区分	
日 軽自動車	- 以下「注」という )第		ロ刧平の性規	平性区力	
	。以下「広」という。/ 第		イ 軽自動車		
会も、のであるもの			口 小型特殊自動車	軽自動車等	
# 市 通乗用自動車		含む。)であるもの	ハー小型二輪自動車		
<ul> <li>普通車</li> <li>付ん引自動車が 軽自動車等である 連結車両</li> <li>中型車</li> <li>(乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で表面 2 9 人以下で表面 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの 2 2 9 人以上のもの (以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が 以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの 2 2 9 人以上のもの (以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が 以下であり、かつ車両総重量 8 トンよ満のもので車軸数が3 以下のもの (トに該当するものを 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</li></ul>			二 小型自動車		
(けん引自動車が 軽自動車等である 連結車両		0人以下のもの	木 普通乗用自動車	普通审	
中型車	ものとけん引されるため ん引自動車」という。)と のもの	車」という。)のうち、イないしハに該当の構造及び装置を有する自動車(以下「その連結車両で、被けん引自動車の車軸数	軽自動車等である 連結車両	1~2	
中型車	8トン未満かつ最大積載	「普通貨物自動車」という。)で、車両総量5トン未満で車軸数が3以下のものま	(車両総重量 8 トン未満がでまる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
上)との連結車両及び二またはホに該当するけん引自動車と被自動車である連結車両	。)で、乗車定員が29人	人以上のもの(以下「乗合型自動車」とし	(乗車定員11人 以上29人以下で 車両総重量8トン	中型車	
大型車  大型車  大型車  大型車  大型車  大型車  大型車  大型車	けん引自動車と被けん引	上)との連結車両及び二またはホに該当 自動車(1車軸)との連結車両	軽自動車等または 普通車である連結		
大型車  ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)  フ けん引自動車が普通車、中型車または大型車(2車軸)  大型車  上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅・車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期にあるものとして中日本高速道路株式会社がもの及びにれに類するものとして中日本高速道路株式会社がもの及び同法第3条第1号口に掲げる一般貸切旅客自動車運送・経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該・係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものの乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満の主またはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車ととの連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車ととの連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車とをである。	に該当するものを除く。) 続等を定める省令(昭和3 限度以下、かつ、長さ等 第3条第1項第1号から 長以下で車軸数が4のもの	トン以上のもので車軸数が3以下のもの及び車両の総重量が車両の通行の許可の6年建設省令第28号)第1条の表に掲が車両制限令(昭和36年政令第265第5号まで(第2号イを除く。)に定める並びに被けん引自動車を連結していない。	(車両総重量 8 トン以上または最大 積載量 5 トン以上 で3 車軸以下及び 車両総重量 2 5 ト		
普通車、中型車また との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引は大型車(2車軸) (1車軸)との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動	は 注 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	上のもののうち、道路運送法(昭和26年規定する許可を受けて同法第3条第1号車運送事業を経営する者であって当該許るもの及びこれに類するものとして中日もの及び同法第3条第1号ロに掲げる一経営する者が同法第21条第2号に規定係る路線を運行するもの、並びに車両総重	(路線を定めて定 期若しくは臨時に	大型車	
	自動車と被けん引自動車 は当するけん引自動車(2	との連結車両、トまたはチに該当するけん (1車軸)との連結車両及びヌまたはル	普通車、中型車また は大型車(2車軸)		
ワ 普通貨物自動車 普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するもの	) (ヌに該当するものを除				
(4車軸以上) く。) けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(へ、リ及びヲリカー連結車両 するものを除く。)	『両(へ、リ及びヲに該当	けん引自動車と被けん引自動車との連		<b>炒</b> 十亩	
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日				特大車	
タ 乗合型自動車 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8	たは車両総重量8トン以				
		上のもの(ルに該当するものを除く。)	(その他)		

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々 1通を保有する。

平成23年10月24日

独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構 理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長 金子 剛 一